

現 行	改 正 後
<p data-bbox="147 248 398 280">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="147 336 1010 368">3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p data-bbox="147 424 241 456">(新設)</p>	<p data-bbox="1146 248 1397 280">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="1146 336 2009 368">3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p data-bbox="1146 424 1912 456"><u>3-4-7 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等</u></p> <p data-bbox="1146 472 1285 504"><u>(1) 意義</u></p> <p data-bbox="1196 512 2119 679">① <u>CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。</u></p> <p data-bbox="1196 687 2119 855">② <u>信託会社の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である信託会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。</u></p> <p data-bbox="1196 863 2119 1158">③ <u>しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が信託会社を選択する際、その信託会社及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、信託会社が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。</u></p> <p data-bbox="1146 1214 1368 1246"><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p data-bbox="1196 1262 2119 1382"><u>信託会社の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、信託会社の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。</u></p> <p data-bbox="1196 1390 1397 1422">① <u>目的適合性</u></p> <p data-bbox="1249 1437 2119 1469"><u>CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3-5 <u>業務停止命令及び免許の取消しに係る留意事項</u></p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き</p> <p>運用型信託会社に対して<u>業務停止命令又は免許の取消し</u>を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。</p>	<p><u>記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。</u></p> <p>② <u>信頼性</u></p> <p><u>CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>分かりやすさ</u></p> <p><u>CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該信託会社の過去の報告との比較可能性に十分留意したものであるか。</u></p> <p>(3) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>信託会社による CSR を重視した取組みやその情報開示は、信託会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。</u></p> <p><u>ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。</u></p> <p>3-5 <u>行政処分を行う際の留意事項</u></p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き</p> <p>運用型信託会社に対して<u>不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）</u>を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-5 <u>業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項</u> 3-5に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分 の公告を行う場合は、<u>3-5-2</u>に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載 するものとする。</p> <p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>8-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 <u>5-4</u>に準じるものとする。</p> <p>8-5 <u>業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項</u> 5-5に準じるものとする。</p> <p>9 信託契約代理店</p> <p>9-5 <u>業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項</u> <u>信託契約代理店に対して業務停止命令又は登録の取消しを行おうとする 場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に 実施するものとする。</u></p> <p>10 信託受益権販売業者</p> <p>10-5 <u>業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項</u></p>	<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-5 <u>行政処分を行う際の留意事項</u> 3-5に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分 の公告を行う場合は、<u>3-5-3</u>に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載 するものとする。</p> <p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>8-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 <u>3-4（3-4-6及び3-4-7を除く。）及び5-4-1</u>に準じるも のとする。</p> <p>8-5 <u>行政処分を行う際の留意事項</u> 5-5に準じるものとする。</p> <p>9 信託契約代理店</p> <p>9-5 <u>行政処分を行う際の留意事項</u> <u>3-5-1及び3-5-2</u>に準じるものとする。</p> <p>10 信託受益権販売業者</p> <p>10-5 <u>行政処分を行う際の留意事項</u></p>

現 行	改 正 後
<p>9-5に準じるものとする。</p> <p>1 1 信託兼営金融機関</p> <p>1 1-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務の種類及び方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>1 1-5 業務停止命令及び認可の取消しに係る留意事項 3-5 (3-5-2を除く。)に準じるものとする。</p>	<p>9-5に準じるものとする。</p> <p>1 1 信託兼営金融機関</p> <p>1 1-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務の種類及び方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4 (3-4-7を除く。)に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>1 1-5 行政処分を行う際の留意事項 3-5 (3-5-3を除く。)に準じるものとする。</p>